

ロシア革命の世界史的意義

——社会権・民族自決・男女平等・8時間労働制——

杉 田 聡

はじめに

2017 年、ロシア革命から 100 年がたった。1989 年以降の「社会主義国」の激変、ことに 1991 年のソ連崩壊を通じて、ロシア革命の意義を軽視する風潮が見られるように思われる。私が見る限り、フランス革命 200 年にあたる 1989 年に、学会を含む各方面で示された高い関心と比べると、いささか無関心が目立つように思われる。

なるほど一定の出版物は出ているし、各種メディアには、歴史的な事実としてこれをとりあげる姿勢も見られなくはない。だがどうしても違和感が残る。メディアは一般にロシア革命を「社会主義革命」と、つまり後の「社会主義」国の流れと密接不離な革命と見てすます傾向が大きいように思われる。それは誤りだとは言えないとしても、はるかに重要なのは、ロシア革命が、**それまでにじょじょに進行してきた各種の動きを、質的に、しかも決定的に高める作用をはたした点である、**と筆者は考える。少なくともこの点を十分な視野におさめることなしに、ロシア革命の世界史的な意義は論じられないと確信する。

では、ロシア革命が質的にしかも決定的に高めたものは何か。それはロシア革命が——

- (1) それまで、資本家・地主に搾取され、官憲にとって弾圧の対象でしかなかった労働者・貧農の利益を主張し、彼らの固有の権利を宣言したこと、

- (2) よくても名目上 10 時間労働制が当たり前だった時期に「8 時間労働制」定着への道を開き、ひいては国際労働機関 (ILO) 設置へのつゆ払いをしたこと、
- (3) 民族自決権を机上の論理に終わらせずに実質的な権利とする契機となり、非ヨーロッパの (半) 植民地諸国・地域に、大きな影響をもたらしたこと、
- (4) 女性参政権の保障が一挙に広がるきっかけを作り、また家族法に平等規定を導入したこと、
- (5) 社会権を新しい人権として定着させる大きな契機となったこと (直接にはヴァイマル憲法による社会権条項の充実につながった)、
- (6) 反戦・平和の思想を明確な形で広めたこと、
- (7) 世界的に満足に疑われもせず存続した (半) 封建的な土地所有制に、大きな衝撃を与えたこと。

本稿では以上 7 項目について論ずる。個々の論点について論ずべきことははるかに多いが、紙数の都合上概要を記すことができれば十分としなければならない。

1 勤労被搾取人民の権利宣言

ロシア革命を論ずる際、まず注目すべきは、革命政府が発した「勤労被搾取人民の権利宣言」(以下「権利宣言」)である。

19世紀、隷農や労働者は社会の外の存在にすぎなかった。言いかえれば、彼らのほとんどは貴族・市民・農民という身分制的秩序のなかにさえ位置づけられていなかった。彼らは、「第四階級」でさえなかった。

なるほど彼らは、ブルジョア階級の成長とともに、使用者と「対等な法的主体」と認められたが、これによって、それまでの「家父長的支配に伴う保護を失って契約により苛酷な労働を強制される」ことになった（村上157）。労働者を飢餓線ぎりぎりの状態で働かせること、すなわち徹底して搾取することは、法的・道徳的になんら問題とされなかったばかりか、これに抗する労働者の団結・ストライキは犯罪的行為と解されて、権力による弾圧の対象となった。宣言はこの苛酷な現実を、明確に彼らに対する人権侵害と見た。

同宣言は主張する。「第3回全ロシア労働者・兵士および農民代議員ソヴィエト大会は、人間による人間のあらゆる搾取の廃止、階級への社会の分裂の完全な廃止……を基本的な任務と（する）」（高木277）、と。歴史的に見て、人間による人間に対する搾取の廃止を公然と主張する権力・国家が生まれたという事実は、画期的である。従来、労働者——「勤労被搾取人民」において第一に考えられているのはこれである——側からのその種の主張は、なるほどあった。だがその被搾取者が確たる形で「権利宣言」の対象とされ、しかもその宣言にもとづいた権力・国家が実際に生まれたのは、「パリ・コミューン」による一時的な権力奪取の場合をのぞけば、未曾有のことであった。

当時の労働者に対する苛酷な取扱いの実態は、オーウェン『自叙伝』、エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態』、マルクス『資本論』第8章「労働日」等で見ることができる。それ以前の前近代的な家内工業・経済から、利潤獲得を目的とするマニュファクチュア（工場制手工業）が、したがって資本主義的生産様式が発生したことは、勤労者（前近代都市におい

ては中小工房の職人・徒弟）の生活を激変させずにおかなかった。ことに、18世紀後半の産業革命（これによって多かれ少なかれ機械制大工業への道が引かれた）と結びついたそれが、19世紀を通じてヨーロッパを席卷し、それを通じて利潤獲得動機が容赦なく労働者の生活・生命を破壊するまでいたった。（そしてもちろん資本の原始的蓄積の過程が、つまりおびただしい量の貧農が農地を失い長い時間をかけて都市労働者へと転換する歴史があった）。

だが、そうした状況に対する労働者側の運動は、工場制大工業はおろかマニュファクチュアの時代においてさえ、権力と癒着した工場主・資本主の力によって弾圧の対象となった。イギリスでは、労働組合運動は、「コモン・ローの共謀罪の法理によって抑圧されていた」（萩沢17）というが、1799年には団結禁止法が制定されている。1824年にその撤廃を宣言した法が制定されたものの（萩沢27）、以降にかえって運動を非合法扱いする傾向が公然化したという（藤木6）。後述するように、その後も世紀を通じて労働者の苦難の歴史が続く。

そうした現実を踏まえたとき、ロシア革命政府が出した「権利宣言」は、1789年の「人と市民の権利宣言」に匹敵する内容を含んでいる、と言わなければならない。いや、それは後者を超える。前者は、「植民地と小国の勤労者に対するブルジョア文明の野蛮な政策との袂別と民族自決権を宣言し（た）」（高木276）からである。

なるほどここで宣言されたのは「勤労被搾取人民」の権利であり、この宣言のうちには、実質的に「搾取者」の権利の否認が含まれている。だから、少なくとも憲法学者によって、同宣言の反時代性が問題にされてきた事実もある（宮沢44）。そうした歴史的な制約は、確かに問われうる。だが、19世紀に顕著になった労働者に対する苛酷な搾取の現実を思えば、あたかもフランス革命において「第三階級」が特権階級の特権の根絶をはかったのと同じ志向をみることもできる。

違いがあるとすれば、フランス革命期においては、「人の権利」(人権)の主体たる「人(人間)」のうちから、実質的に——勤労者が排除されたのと同様に——「第二、第三階級」も排除されたにもかかわらず、普遍的な概念であるはずの「人間」が用いられた点である。一方「権利宣言」においてはもはやそうした欺瞞的な「人間」は使われず、むしろ意図的に「勤労被搾取人民」の権利の擁護と、搾取者の権利＝特権の制限を主張しなければならなかった。だが、それが人=勤労者に対する苛酷な搾取の根絶を図ろうとした限り、そこに、「人権の尊厳を中心におく人権の意味」の継承を見ることは可能である(小林 256)。(1)

2 8時間労働制

搾取を根絶する方法は多様である。「権利宣言」は「搾取者に対する容赦のない抑圧」、「社会主義的な社会組織の確立」等をその手段として上げるが(高木 277)、本項では「8時間労働制」をとりあげる。

労働日が8時間であろうが、剰余価値生産を担わされる限り労働者は「搾取」されるのだが、それでも8時間労働制の実現は万国の労働者の悲願だった。当時、世界的に見て、10~11時間労働がふつうであったが、さらなる労働時間短縮を宣言し、8時間労働制を制定することで世界的な体制を塗り替えたのが、ロシア革命である。

(1) 労働時間をめぐる労働者の闘い

前節(1)で、イギリス労働者の闘いの歴史にごく簡単にふれた。

その後イギリスでは10時間労働制の要求が強められたが、1833年に、工場法制定を通じて工場監督官制度が導入されたものの、一定の労働者保護が実現するにとどまった(萩沢 17)。これをきっかけにして、成人男性の普通選挙制

獲得を主としたチャーチスト運動の憲章中に10時間労働制が含まれることになる。そして1844年に一定の法改定を実現し、1847年に初めて10時間労働制が施行されている。だが法の抜け穴があり、実際に10時間労働制が青年男子にとって標準となるのは、1850年法および1853年法によってであるという(萩沢 18-9)。

もちろん以上は単なる法律上の条文の話である。例えば10時間労働制が施行されているさ中、イギリスにおいて「男子の労働時間を1日18時間に制限することを請願するための公の集会」が開かれている様が『資本論』で紹介されているが(M23-317以下)それが、資本による一方的な支配構造(ブルジョアジー独裁)が維持される限り——どんな法律上の外見があろうと——もたらされる現実である。

その後、労働密度・作業速度の高まりにつれて8時間労働制が労働者側の要求の焦点となるが、それは、2次のインターナショナル(1864~76年、1889~1914年)、特に第2のそれを通じて、世界的な労働運動の目標となった(第2インターは、1886年の米でのゼネストを踏まえて5月1日を8時間労働制実現のための記念日=メーデーとした)。

だが20世紀に入った時点で、主要諸国のほとんどではようやく10時間労働制(ただししょせんは法制上のことにすぎない)が普及したにすぎなかった(萩沢 18~9)。ロシアでは、19世紀末、ペテルブルクでの大ストライキの結果、標準労働日を11時間半に制限する新工場法が制定されただけだった(中野 64)。

けれども、「アメリカにおける8時間労働要求運動がメーデーとともにその運動の世界的な展開を推進したとすれば、実質的には8時間労働制に基礎を築いたのは1918年のソヴェト革命……であった」(萩沢 21)。

(2) ロシア革命と8時間労働制

ロシア革命政府は、10月革命成功の後、ほと

んど時をおかずに「8時間労働についての布告」を発している（中野 226, 森岡 4）。労働時間問題の研究者として知られた藤木武は、革命政府が推進した8時間労働制は「国際的に強い影響を及ぼし、世界における8時間労働運動を一層強めることとなった」、と記している（藤木 13）。

また同研究者たる荻沢清彦は、藤木と同様の見解を示したうえで、1918~19年にこれを採用した国々を列挙している。ドイツ、フランス、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、チェコスロヴァキア、フィンランド、ユーゴスラヴィア等がそれである（荻沢 21）。まだ10時間労働制さえ満足に実現していなかった当時の状況下で、立法上の規定とはいえ、8時間労働制がこれだけ多くの国々によって採用されたことは、歴史的な事件と言わなければならない。

そして、上記の国々がこれを採用した事実と相伴うようにして、1919年に国際労働機関ILOが創設され、直ちに総会が開かれた（次項）。

(3) パリ講和会議と国際労働機関(ILO)

当時の米大統領ウィルソンは、「14か条の平和原則」（1918年1月公表、以下「14か条」）の提唱者として名を残している。そこで表明された民族自決権の承認がおそらく最も有名だが（後述）、同平和原則でウィルソンは、対独講和パリ会議において、国際連盟の創設——これはドイツ封じ込めを目的としたものである——を打ち出すのみならず、意外なことだが、8時間労働への規制を盛り込もうとしていた（牧野 107）。それはおそらく、敗戦を通じてドイツで、またその他の諸国で、ボリシェヴィキ革命がおこることを恐れたためである。

実際は、第1回講話予備会議でこの問題を切りだしたのは英首相だったようである。「合衆国側は労働規制の問題についての準備がほとんどなかった」ようだ、と、政治史家・牧野雅彦は記す（牧野 107）。あるいは予備会談の3日前までにスパルタクス団の蜂起は鎮圧されてお

り、ウィルソンはドイツの革命的情勢は去ったと見ていたのかもしれない。

だが、ヨーロッパ諸国の、いや同諸国によって植民地化されたアジアその他の国々の情勢は緊迫しており、結局はそうした情勢にもとづく激震が走るのを、ウィルソンを含む講和全権は恐れたのであろう。講和会議では確かに労働者の社会的解放（8時間労働制を含む）が議論されており、ドイツの外相ブロックドルフ自身、これを英米同様に、「ボリシェヴィキへの対抗という側面」で論じようとした様子がうかがえるからである（牧野 106~7）。

さて、講和会議でウィルソンによる国際連盟創設の提案が受け入れられたばかりか、その姉妹機関として「国際労働機関」ILOが作られることになる。ILOは早くも1919年に活動を開始し、同年、第1回総会は「工業的企業における労働時間を1日8時間、1週48時間に制限する条約」を採択することになる（第1号条約）。こうした素早い動きを見るかぎり⁽²⁾、8時間労働制そのものと同時に、労働条件改善を任務とする機関の創設は、ロシア革命がもたらした間接的な効果（欧州にとってボリシェヴィキ革命を防がなければならないという意味での）と判断しなければならない。

なるほど、敗戦後に臨時政府（首班はSPDエーベルト）が示した8時間労働制導入へ向けた動き（1918年11月布告）が直接的な影響を与えた可能性はある。だがこうした動き自体、ロシア革命の影響下に成立したのではなかったか。後述する通り、SPDの体制内化は完了していたからである。

3 民族自決権および特にアジア諸国へのその影響

前記のように、第一次大戦末期、ウィルソンは「14か条」によって民族自決権を提唱し、その後の世界に大きな影響を与えた。そもそも第一次大戦が民族問題を発火点として開始され

た以上、それはある意味で当然とも言えるが、だがその淵源はむしろロシア革命政府の「平和に関する布告」(新暦 1917 年 11 月 18 日)にある。これは、帝政ロシアを含む交戦諸列強が版図にした国々・地域の独立と、支配した他民族(少数民族を含む)の解放を無条件で認めている。レーニンにとって帝国主義の克服のためには、覚醒しつつある諸民族の後おしが不可欠であった。

なるほど民族自決は、第二インター・ロンドン大会(1896年)で決定された「国際社会民主主義運動の目的」(L20-460)だったにせよ、一国の政府がこれを明確に提示したという事実のもつ意味は大きい。

(1) 無併合・無賠償・民族自決

そもそも、民族自決は、即時講和をめざした「無併合・無賠償」と対になって出されている。だがそれは、単に講和のための戦術ではなく、講和自体がめざすべき目的に属する。すなわち、めざされるべき帝国主義の廃棄と民族自決とは、本質的に同義であった。

「無併合・無賠償・民族自決」の要求は、「2月革命」の直後に、ペトログラード・ソヴィエトにおいて、講和原則として出された(広瀬 102)。それは、同革命によって成立したケレンスキー内閣が、ロシア民衆の期待に反して、同盟国に対する戦争継続を宣言した(江口 133)からである。そして 1917 年 3 月 14 日(新暦 3 月 27 日)、「無併合・無賠償・民族自決」の要求が、労兵ソヴィエト(会議・評議会)の宣言「全世界の諸国民へ」において(和田 42)なされた。

そして前記「平和に関する布告」が、10月革命ののろしとなる 1917 年 10 月 25 日(新暦 11 月 7 日)の蜂起と同時に開かれたソヴィエト第 2 回大会において、発せられたのである。この事実、10月革命が平和・戦争終結へ向けた民衆の強い要求を背景に行われたことを、強く暗示している(後述)。

こうして民族自決権の要求は、ロシア革命と密接不離につながっている。「フランス革命の権利の宣言が植民地を考慮にいれていないのにひきかえ、ロシア革命の権利の宣言は、植民地……に対するブルジョア文明の野蛮な政策との袂別と民族自決権を宣言した」と(高木 276)、と特徴づけることができる。

(2) 「14 か条」の限界

一方、ウィルソンの「14 か条」は民族自決権を認めた文書として名高いが、そこでは、民族自決権を全面的に承認したロシア革命政府による「平和に関する布告」と異なり、民族自決権をむしろ、「同盟国の領土」に限定せんとする意図が働いていた。実際、その第 10 条、第 12~13 条に見るように、民族自決の適用範囲は、ドイツ、オーストリア・ハンガリー、トルコに限定されていたことが明らかである。

つまり連合軍——ただし対独単独講和を結んだロシアはのぞく——は、自らの従属下にある国々・地域(インド・フィリピン・仏領インドシナ・朝鮮等)の独立は一切考えていない。それどころか、「委任統治」という名による新たな植民地化も実行された(パレスチナ・イラク・シリア・南洋諸島等)。

その限り、ウィルソンによる民族自決権擁護は欺瞞的である。レーニンは、大戦さなかの 1915 年、「現在の戦争でブルジョアジーが人民をだましている嘘のなかで、一番広まっているのは、戦争の略奪的目的を『民族解放』というイデオロギーで覆い隠すことである」、と記していた(L21-323)。帝国主義に邁進して世界分割をはかろうとするブルジョアジーの本質を、レーニンは見抜いている。だからこそボリシェヴィキは、ウィルソンの「14 か条」公表(1918 年 1 月)に先立つ時期(1917 年 12 月)に、連合軍に向けた声明で、「敵国の植民地民族に自決権を与える一方で、自国の植民地民族にこれを与えないのは帝国主義を擁護するに等しい」、

と厳しく批判したのである（小野 139）。

同時に「14 か条」が、世界の諸民族、しかも異なるカテゴリーに属する民族を十把一からげに論じ、列強を構成する抑圧民族、列強内の被圧迫少数民族、そして列強により支配されあるいは（半）植民地的な状態におかれたアジア諸国（インド、中国等）の被抑圧民族を、何ら区別して論じようとしていなかった点が、注目されなければならない。こうした姿勢は、レーニンの批判的な視座を免れることはできない（デーヴィス 349）。⁽³⁾

(3) アジア諸国の独立運動とロシア革命 ——ロシア国内の他民族/外国人

また、「平和に関する布告」とともに「ロシア諸民族の権利宣言」も、民族問題にとって、きわめて重要である（新暦 1917 年 11 月 11 日）。これまで本稿では、「民族自決」を漠然と、列強により植民化され支配された諸民族を念頭に置きつつ記してきたが、自決が権利として認められるべき民族は、ロシア国内にも少なからずいた。レーニンにとって国外の民族問題とともにロシア国内の民族問題も、帝国主義廃棄のために不可欠である。同宣言では、「ロシアの諸民族の平等と主権」、「分離と独立国家の結成をふくむロシアの諸民族の自由な自決権」が承認されている（高木 274）。⁽⁴⁾

これとの関連で、1918 年のソヴィエト憲法（以下「18 年憲法」）が国内に居住する外国人に対してさえ、ロシア市民と同様の「政治的権利」——ここには選挙権・被選挙権が含まれる（第 64 条注 2）——や国籍を得る権利を保障している（第 20 条）事実は注目に値する。2017 年現在、日本ではいまだに特別永住外国人（事実上そのほとんどは在日コリアン）にさえ選挙権・被選挙権が与えられていない事実を思うと、この歴然たる落差に忸怩たる思いを禁じえない。

(4) 無併合・無賠償原則とその世界史的影響

無併合・無賠償原則についても論ずる必要がある。この原則は、ロシア側の敗戦が色濃いという事情から出された方針ではない。前記のように、それはすでに 2 月革命の直後に、示されていた。

実はこの後（1917 年 4 月）、SPD の執行部は、「国内の民主的改革を要求するばかりでなく、ロシア労兵協議会の『無併合、無賠償による和解の講和』の要求を支持する決議を採択した」という（安 248）。ペトログラード・ソヴィエトの要求は同年 3 月（新暦）に出されたが、SPD はそれに機敏に反応していたことになる。だが、その理由は、必ずしもロシアと同様の、国民の厭戦気分・国民への多大な被害を念頭に置いたもの、つまり反戦・平和実現に発したものではなかった。むしろ 1917 年 4 月には、同年 2 月に再開された「無制限潜水艦作戦」が失敗に帰したのみか、作戦再開のためにアメリカの参戦をも誘発してしまい、戦況が「ドイツ側にとってほとんど絶望的となった」ことと、関係がある（安 248）。ブレスト・リトヴスクでの講和交渉（1917 年 12 月）の時期に、SPD が、ことにウクライナでの赤軍の劣勢を意識して、「無併合・無賠償」支持の決議に水をさし始めた（安 251）のは、そのためである。

時局によって変わる SPD のこうした対応と比較するとき、ポリシェヴィキから出された無併合・無賠償原則の重要性は、やはり特筆に値することであろう。

なお、ロシア革命政府の努力にもかかわらず、無併合・無賠償自体は第一次大戦後の平和原則とはならなかったが、これはその後の国際法の流れから見て決定的に重要な原則となったことは、確認しておきたい。

第一次大戦後、ドイツは植民地をことごとく連合国側に併合されたのみならず、形容する言葉もないほどに苛酷な賠償を求められたために、経済が完全に破たんするにいたった。この時ドイツ国民が経験したハイパーインフレは、

全く空前絶後であった。後にナチがドイツの権力を握る遠因がここにあるわけだが、この時のドイツの経験から、そもそも併合・賠償が次の世界大戦を準備する危険性をはらむ現実を知ったからこそ、第二次大戦後に例えばアジア諸国の多くは、日本への賠償請求を放棄したのである。

もちろん多大な被害を受けた国々が、無賠償原則を容易に受け入れたのではない。かなりの苦汁を飲んだ結果だったと思うが、それだけに対日講和会議の場でスリランカ全権が、「実にこの世においては、怨みに報いるに怨みをもってしたならば、ついに怨みのやむことがない。怨みを捨ててこそやむ」という、原始仏典『ダンマ・パダ』（真理のことば）でのブッダの言葉を用いて対日賠償請求権を放棄した事実、私は深い感動をおぼえる。なお、日本がその後、スリランカを含むアジア諸国に対して ODA を抛出したという事実はあるが、これは絶対的な責任を伴う戦後賠償とは本質的に異なる。

4 女性参政権・家族法における平等規定

次に、ロシア革命が当時の世界にもたらした大きな影響の一として、男女平等の推進をあげなければならない。これはレーニン率いるロシア革命政府が、何よりも優先的に取り組んだ政策である。

(1) 女性参政権

革命政府は、男女の平等を早くから最重要課題と見なしてきたが、「18年憲法」において18歳以上の女性の参政権（選挙権・被選挙権）を認めた。女性参政権運動が世界的に広まったのは、1870~80年代である。参政権は米西部のいくつかの州では1890年代より獲得されつつあったが、国家レベルそれが獲得されたのは、欧州から遠く離れたニュージーランド（1893年）、オーストラリア（1902年）、そして欧州の「辺境」

に位置するフィンランド（1906年）、ノルウェー（1913年）においてであった。⁽⁵⁾

だがロシアでは、1918年に女性参政権が保障された（ノ社74）。そのため欧米「先進諸国」に激震が走った。ドイツ、アメリカ、カナダ・イギリス（ただしイギリスは一部に制限がおかれ完全な女性参政権が認められたのは1928年である）等が女性参政権を直ちに承認した。女性参政権の承認は、ロシア革命政府にとっては社会主義建設のための意味があったのであろうが、それ自体は自由主義的な政策の域をでない。だが、140年も前に自由主義的な人権を高らかに宣言したフランスでは、女性参政権承認まで、その後さら四半世紀も待たなければならなかったのである（その承認は1943年、日本ではさらに遅れて1947年）。

参政権は選挙権と被選挙権を含むが、前者のみを参政権と呼ぶ場合がある。ロシアでの女性参政権は両者を含むが、レーニンが選挙権のみか被選挙権の重要性を指摘していた事実は重要である。彼は、「党员および非党员の女性労働者をもっと多くソヴィエトに選出しよう」、「女性労働者をモスクワ・ソヴィエトに選出せよ」と論じていた（L30-383）。それを通じて、生活における実質的な男女平等（後述）を確立せんとしたのである。

(2) 家族法における平等規定

またロシア革命政府の政策で重要なのは、家族法における男女平等を推進した事実である。革命政府は、1917年末、男女関係に関わる2つの布告を出している。「離婚に関する布告」ならびに「民事婚、子どもおよび身分登録簿に関する布告」がそれである。加えて翌年には、早くも家族法典を制定している（河本188,藤田13）。

これらの布告・法典において先進的な事柄はいろいろあるが、最も特徴的かつ先進的なのは、婚姻・離婚の完全な自由化と、対子どもおよび家族関係における男女の全面的平等化である

う。従来、母には子どもに対する親権が認められなかった場合が非常に多い。フランス革命後にグージュが、「人と市民の権利宣言」に代えるに「女性と女性市民の権利宣言」を書いて、思想および意見の自由な伝達を女性の最も貴重な権利の一つと宣言し、「すべての女性市民は……自由に、自分があなたの子の母親であると言える」（辻村 53）と主張したのは、親権問題と深い関係がある。離婚と同時に親権が女性（母）に認められない限り、婚姻生活に破綻した女性はわが子とともに家出をする以外手立てはないが、だが実際にそうした場合、「夫の子」に対する誘拐の罪に問われてしまうのである（日本でも旧民法下では同様であった。この種の規定が改正されたのは実に 1946 年である）。ロシア革命は、これを廃した。

またロシア革命の意義は、日本の家族法の歴史を踏まえれば、婚姻による子どもと「婚外子」との差別を廃止したことである（藤田 13）。婚外子差別を少なくない先進国は解消する努力を続けてきたが、日本でそれを解消した——ただし相続上のそれのみ——のは、やっと 2013 年末である。

(3) 労働能力のない配偶者の扶養義務化

さらにロシア革命の遺産として重要なのは、離婚配偶者を含め、総じて労働能力のない配偶者に対する夫の扶養義務を明確化し、さらに「父親に対して子どもの扶養料の請求訴訟を起こす女性の権利」（L30-28）を認めたことである。

特に重要なのは、離婚後の扶養義務化である。後述するように、「離婚の自由」がいかに法的・抽象的に認められたとしても（これ自体画期的なことであった）、離婚後に女性・子が貧困に陥る可能性が高ければ、いかに婚姻継続が困難であろうとも女性は離婚に踏み込むことはできないであろう。とすれば、「離婚の自由」を単に抽象的なままにとどめず実質的な規定とする

ためには、離婚後の女性と子に対する公的機関の支援が、あるいは父親に扶養を強いる公的機関の介入が不可欠であることになる。

もっとも、こうした法典の実現は容易に進まなかったようである。レーニン自身、都市・工業地帯では「婚姻の完全な自由を定めた法律が根をおろして始めているが、農村では、それが空文にすぎないことがしばしばある」と認め、農村で婚姻を支配しているのは「教会結婚」であると指摘している（L28-187）。従来、離婚も含めた婚姻関係の手続きは、教会を介さずにはあり得なかった（大原 138, 河本 190）。宗教が民衆にとってアヘンであるというのはただの抽象論ではなく、少なくとも当時のロシアにあっては、教会は女性の社会的な隷従を生む巨大な勢力と認識されたのである。

またレーニンは法律上の地位改善と実生活上のそれ（L30-382）、もしくは形式的平等と経済的・社会的平等（L30-423）との違いをよく認識している。後者の実現のためには、婚姻その他に関する法律を変えるだけではなく、女性が「公共企業の管理や国家の行政にますます多く参加することが必要である」と、レーニンは主張する（L30-382）。これは、日本では現在でさえ（地域によってはヨーロッパ諸国でも）満足に実現されていない事実を思えば、きわめて先進的な主張であった。

(4) レーニンの議論に欠けたもの

ただしレーニンが、この実生活上の地位改善を図るために、言いかえれば女性の『家内奴隷制』からの解放を図るために「こまごました個々の家計を大規模な社会主義経済に移行させる」こと（L32-168）、あるいは女性を家事から解放するための「模範施設」——「〔公共〕食堂や託児所」、「幼稚園」（L30-31, L29-434）等——の建設の必要を説いてそれでよしと考えた点は、問題が大きい。これは、エンゲルスが『家族・私有財産および国家の起源』のなかで女性

解放を展望したときに犯した誤りと同じである（次項）。

どんなに「大規模な社会主義経済」が成立したとしても、日々に行わなければならない家事（しばしば育児を含めて、以下同じ）の負担が解消することは決してありえず、したがって前記の社会主義経済も、それらすべてを吸収することはできない。だとすれば女性は、日々一定量の、だが少なくない家事に時間を割かざるをえない。

ここで重要なのは、女性の役割に関する社会意識の変革である。つまり、レーニンが「奴隷労働」だという家事労働に対する男女の共同が、つまり家事労働は婚姻あるいは事実婚の関係を結んだ男女双方に等しく課せられた営みであるとの認識が伴わない限り、女性が「家内奴隷制」から十全に解放されることはありえない。レーニンは「社会主義経済」の実現を展望したが、それだけでは、「女性が家事に従事しているかぎり、女性の地位はあいかわらず圧迫されている」（L30-30）という厳しい現実を変えることはできない。⁽⁶⁾

なお、実際ソヴィエトにおいてそれがどれだけ困難を伴ったかについては、トロツキーの一文を見るだけでも明らかであろう（トロツキー186以下）。ロシアにおいて、テルミドールの反動は、来るべくして来た。残念だが離婚規定についても同様である。

(5) 女性の経済的自立

なお、「女性の解放、〔つまり〕女性を男性と対等の地位におくこと」（E21-62）は、女性が何よりも男性への経済的な依存を断ち切って、経済的・社会的に独立することを不可欠の要件とする。以上のような、婚姻・離婚その他に関する新しい法の制定と同時に、女性の経済的自立を可能にする制度が構築されなければならない。

そのための——そして当時の「戦時共産主義」

体制下で、可能なかぎり早く「社会主義」経済の道を実現するために——工業分野における女性の労働力化が求められたのであるが、同時に農業においてそれを可能にするために、「土地に関する布告」が大きな意味を持ったと判断できる。土地の配分にさいして、「性別を問わず農耕に従事しうる家族員の数に応じて平等に分けることを原則とした」ことで、農民家族において「女性の隷属的状态を支えていた経済的基礎の解体」が促進されたのである（大原140）。

5 社会権/生存権の制度化

ロシア革命が有した最も重要な功績は、社会権・生存権的な権利を勤労被搾取人民の固有の権利として制度化せんとし、ドイツ・ヴァイマル憲法に大きな影響を与え、ひいては社会権・生存権を確たる20世紀的な権利——いやそれは21世紀的な権利でさえある——として世界的に普及させる契機となったことである。

(1) ロシア革命とヴァイマル憲法

最初に、少し長いが証言を一つ引こう。証言者はドイツの現代政治史家である。「自由主義的ブルジョワジーもまた、いまやドイツの内政上の改革の時がやってきたと考えるにいたった。というのは、いまや改革を求めるすべての演説家は、脅迫的にか警告的にかロシアを指摘したからである。……ロシア革命は、これまでのドイツで戦争中の3年間にも達成されなかったものをもたらした。すなわち、ドイツの編成替えが突然日程にのぼせられた。」（ローゼンベルク153-5）

これはかならずしも社会権的権利に関する言及ではない。だが、ロシア革命が直接・間接にドイツに影響を与えた事柄があるとすれば、それは——ポリシェヴィキ化への忌避という形での自由民主主義体制の選択、男女の普通選挙制、8時間労働制の採用をのぞけば——何よ

りもヴァイマル憲法における社会権的条項の創設であろう。

その点は、ヴァイマル共和国外相ブロックドルフの講和基本方針から、確認できるように思われる。彼は述べる。「ポリシェヴィキへの対抗という側面との関連では……さらに積極的に社会問題の国際的な規制に取り組むことが必要である」(牧野 106)、と。この関連で、フランス革命が対比的に論究されているのは印象的である。すなわち、「フランス革命の衝撃の後には、政治的自由の問題が講和会議の推進力であったように、世界大戦——文脈からすれば、ここで実質的に意味されているのはロシア革命であろう(杉田注)——の後の諸国民は、労働者層の社会的解放の問題に国際的に取り組まねばならない」、とブロックドルフは論じている(牧野 106)。

もちろん労働者層の解放問題は、ドイツ左翼のうちに、19世紀後半以来のマルクス主義の伝統として生きており、ヴァイマル共和国政府の問題提起はそれなりの必然性を有していたかもしれない(牧野 107 参照)。とはいえ、50年にわたる SPD の歴史を見る限り(ローゼンベルク参照)、ロシア革命自体の衝撃的な圧力なしには、かつてのドイツ左翼の議論さえ、決定的な力にはならなかったのではないか。

確かに SPD には、エルフルト綱領以来の、いや実行綱領部分についてはゴータ綱領以来の伝統がある。そこでは多かれ少なかれ(特に前者では)、マルクス主義的な要求が採用されていた。その事実の重要性は否定できない。そこには、(男女の)普通選挙権、人民の直接立法、8時間労働日、団結権といった「当面の要求」15項目が挙げられている(E22-601)。そしてこの綱領はその後も(少なくとも1921年まで)維持され、したがって SPD が帝国議会第一党に躍進した1912年になら、あるていどそれら要求項目の実現可能性が開けた。

だがそれにもかかわらず SPD は、その時でさえ特別な努力は払わなかったようである。近

づく帝国主義戦争の予兆(第一次バルカン戦争)の下で、SPD は第一党でありながら、大局的に重要なプロレタリア国際主義よりは、政府の国防法案が自党の一部要求を受け入れたことを諒として自国防衛路線——「城内平和」路線——をとる方向へと、決定的に転換したのである。

そもそもドイツが当時国民主権の原則をとっていなかった事実からすれば、当時いかに SPD が第一党(ただし議会の過半数はもたない)として他党との連合を模索したとしてもその実現を果たすことはできなかった、という解釈は可能である。だが1890年、ドイツ帝国議会が社会主義鎮圧法の延長を拒否することで、同法は廃棄されている。つまり帝国議会はただの翼賛機関ではなかった(仲井 5)。とすればむしろ SPD のこの動きは、1912年に急速に明らかになった SPD の内部事情、つまりその体制内化(安 218 以下)の結果であると判断せざるをえない。それほど体制内化をはからざるをえないほどに、権力集団による SPD に対する圧力・弾圧は強いものであった(安 223)。何より SPD が、かつての帝国主義戦争への反対姿勢(帝国主義戦争への加担以上に労働者・農民を苦しめる所業はなかろう)さえ投げ捨てて大戦を支持し、またそうした決定に敵対する急進派すべてを排除した事実(安 218)に、それは見られるであろう。

(2) ヴァイマル憲法と「18年憲法」等の社会権規定

憲法学者・宮沢俊義は、「勤労被搾取人民の権利宣言」に言及し、「それが、第一次世界戦争後に開かれたすべての憲法制定会議に対して、国の社会国家的任務に注意を払わせることに、大いに貢献したことは、無視されるべきではない」と記す。そしてここで宮沢が「社会国家的な特色」をもった憲法の例として典型的だと見なしたのが、ヴァイマル憲法である(宮沢 30)。

では、「権利宣言」がめざした社会国家的政策

はどのような形でヴァイマル憲法に反映されたか。宮沢は同憲法の社会権規定を、条文を示しつつ具体的に論じている（同前 30 以下）。特徴的な規定は多いが、特に重要と思われる 11 項目について、「権利宣言」およびこれを含む「18 年憲法」等と対比させて簡単に論ずる。各項についてまずヴァイマル憲法の規定を宮沢に即して紹介し、その後、ダッシュ以下に「権利宣言」、「18 年憲法」およびポリシェヴィキ「党綱領改正資料」（以下「資料」、L24-484 以下）その他に言及する。

1. 婚姻・家族および母性は、国の保護を受ける（119 条）——これは家族法・婚姻法を通じてある程度実現した。あるいは、具体的な立法によってというより一定の行政的な対応を通じて、母性保護が図られた（→以下の 11）。「資料」では 2 つの条文でこれが具体化されている。6 は、「女性の身体に有害な部門」での女性の労働や「夜間作業」は禁止し、また「産前産後 8 週間」の出産・育児休暇が有給で与えられ、「無料の医療扶助」を受けるとされ、7 は、女性の働く工場・企業に「乳幼児のための託児所と授乳室」を設け、労働日は 6 時間とすると規定する（L24-502~3）。
2. 少年は国の保護を受ける（122 条）——これも家族法との関連で、また無償教育の保障（18 年憲法 17 条）を通じて実現した。「資料」5 では、16 歳未満の少年労働を禁止、16-20 歳の青年の労働日は 4 時間とし、「健康上有害な生産部門や鉱内で夜間働かせること」も禁じている（L24-502）。
3. 貧者の進学は公費で補助される（146 条 3）——同前。「資料」では労働者保護に先立つ一般的な勤労者の権利の条文のうちに、14 として「16 歳未満のすべての子どもに対する無料の義務的な普通教育と総合技術教育」の提供が、また 15 として、「すべての生徒に国家の負担で食事、衣服、学用品を支給すること」が要求されている

（L24-500）。

4. 人間たるに値する生活（151 条 1）——最も重要なこの種の規定は直接的には見当たらないが、「権利宣言」における「人間による人間のあらゆる搾取の廃止、階級への社会の分裂の完全な廃止」自体が、実質的に「人間たるに値する生活」を担保するものと、理解しうるのではないか。
5. （略）
6. 土地の分配・利用（155 条 1）——「権利宣言」では「土地の社会化」と勤労者への土地の無償供与を当然の権利として扱う（高木 277）。
7. （略）
8. 社会化に適する私的経済企業を公有にできる（156 条 1）——「権利宣言」では銀行の国有化が（高木 278）、「資料」では「銀行、シンジケート（トラスト）等々の国有化」が要求されている（L24-501）。
9. 労働力は特別な保護を受ける（157 条）——「資料」では同種の精神を示して、労働関係条文の前に、「労働者階級を肉体的および精神的退化から保護するために」として、以上にふれた条文を含む 13 条を掲げている（L24-502~5）。
10. 団結の自由の保障（159 条）——18 年憲法第 16 条「団結の自由」（ノ社 54）。
11. 健康・労働能力の維持、母性の保護、老齢・虚弱・生活転変に備えるために包括的な保険制度が設けられる（161 条）——「18 年憲法」等ではここまでは保障されるに至ってはなない。ただし社会保障相コロンタイは、「戦時共産主義」下の困難な条件下で、「女性の産前産後の有給休暇、若い母親への手当支給、託児所や養育院の建設など、母性保護に最大限の努力をはらった」という（大原 155）。これはおそらく法的レベルの問題ではなく行政的対応の問題である。これをより一般化し憲法中で権利として規定しえた事実は、ヴァイマル憲法のよ

りすぐれた点であろう。だがそもそも、離婚の自由を法制化すると同時に、経済的な事情からその自由を行使できない女性が少なくない事実を踏まえてロシア革命政府が直ちに子どもの養育費を父に請求する権利を認めた事実の意味は大きい（前述）。これこそ、自由権を実質化する社会権的な発想である。そしてここには、おのずから他の弱者に対する社会権的な発想が潜在しうると言えないだろうか。なお「資料」は8として「労働のための完全な社会保険」の整備の必要をあげ、具体的な労働能力喪失の例として「疾病、災害、廃疾、老年、職業病、出産、寡婦、孤児、失業その他」があげられていた（L24-503）。ただしこれは、「18年憲法」には具体化されなかったようである。

（3）自由権の実質的・具体的な保障

さらに特筆すべきは、「18年憲法」は一般的な自由権について、その実現の手段を具体的に規定し、かつその使用を保障していることである。これも、権利の実質的保障のための努力と評価できよう（小林 257）。

例えば表現の自由について、「共和国は……書物およびその他のあらゆる出版物を出すのに必要なすべての技術的、物質的手段を、労働者階級および貧農階級の手にゆだね、これらを全国に自由に配ることを保障する」（第26条）と、また集会等の自由について、「共和国は、集会、会合および行進などを自由に行うことを……市民の権利として認め、人民集会を行うに便利なすべての部屋を、設備、照明および暖房とともに、労働者階級および貧農の自由な処分にゆだねる」（第27条）と、規定されている（ノ社 53-4）。（7）

近年日本では、現行政府と異なる意見をもった団体による集会・学習等のための会場使用を役所やホテルが拒むという事例が見られたが、

「18年憲法」の以上の規定を、それら対応の責任者に見てもらいたいものである。

6 反戦・平和の思想

ロシア革命が提示した思想のうち、反戦・平和の思想もきわめて重要である。反戦・平和思想の形態は多様であるが、ここでは次のような思想をさす。

戦争は国・民族と国・民族との戦いではなく、「防衛戦争」という名の王朝戦争（専制君主同士の戦争；背景にはそれぞれの大ブルジョアがいる）であり（M17-6）、近代のそれであれば「自国防衛」（SPDの場合）という名の下に行われる大ブルジョア同士の戦争である。そして、前線で戦い命を落とすのは異なる国に属するプロレタリアートであり、また戦争の銃後にあって最も大きな害を被るのは人民の命と財産である——反戦・平和思想とは、そう主張する思想のことである。

これはすでにマルクスやインターナショナルの文書にも見られるが、この発想を下に大規模な仕方で民衆を組織したのは、ロシア革命に結実するポリシェヴィキの運動である。

ロシアでは1917年2月に、1904年の「第一次ロシア革命」につぐ革命が起きた（2月革命）。この革命によってツァーリは退位し一定の共和制的な政治組織が作られたものの、その後も新政府がドイツ等との戦争の継続を主張した事実（江口 133, 139）が、次の革命（10月革命）の引き金の一つになったことは疑いが無い。

第一次大戦時、ロシアは1000万単位の兵士を動員したというが、隣国ドイツとの戦争に大義を見出せないばかりか、長引く戦争の現実を前に兵士が戦意を喪失し、また国民経済は破局的となり、銃後の国民が極度の食料不足に苦しむ状況下で、反戦・平和を求める大規模なデモが、起こるべくして起きた（江口 140）。もちろんこれはポリシェヴィキによる指導の結果であるとはいえ、ポリシェヴィキの訴えが大衆を

つかんだのは、その厭戦・反戦の気分が極に達していたからである。

レーニンを始めとするボリシェヴィキの指導者にとっても、無意味な戦争を、そればかりか階級的な観点からすればプロレタリアート同士が無慈悲にも戦い殺し合う理不尽な戦争を、一刻も早く終わらせなければならなかった。第一次大戦は略奪戦争であり、帝国主義戦争であり、レーニンの言葉を借りれば「資本家の獲物をめぐる資本主義諸国（……）のグループ間の戦争」（L24-17）である。「勤労被搾取人民の権利の宣言」に結実する思想を有した、レーニン率いるボリシェヴィキが、非人間的な搾取を超えた最も凄惨な搾取である、こうした戦争での犠牲を避けるべきだと考えるのは、けだし当然である。

終戦・平和への希求が、革命に結びついたという点——もちろん「現在の帝国主義戦争を内乱に転化せよ」（L21-20）というボリシェヴィキのスローガンと運動があったとはいえ——は、少なくない著者・研究者によって指摘されている。ノンフィクション作家・広瀬隆は、「ロシア革命の本質は、ロシアの民衆と兵士が手を組んで、残忍な戦争を終わらせようと決意したところにあった」（広瀬 251）、と記す。先のローゼンベルクは、「ロシアの労働者、農民および兵士の平和への意思は、政治的抑圧にたいする不満と結びついた」（ローゼンベルク 152）、と。またロシア史家・和田春樹も、同じ視点から 10 月革命の発生を説明している（和田 41-2）。

以上との関連で言えば、ロシア革命政府が 10 月革命直後に、無併合・無賠償の講和原則を改めて提示するとともに、秘密条約の破棄を主張し（高木 278）、「旧帝政政府、臨時政府の秘密条約を公表、その無効を声明」した（江口 153）事実も重要である。秘密外交の廃止は「14 か条」の第 1 条にも盛り込まれたが、これは平和構築のための不可欠の原則であろう。

かつてカントは『永久平和論』の中で、「将来戦争を起こす材料を秘かに留保して」なされる

平和条約締結に反対したが（カント 13）、秘密条約は多かれ少なかれ将来の戦争あるいは他国・民族支配のためのテコとなる。1916 年のサイクス・ピコ協定などは、その典型であろう。ロシア革命政府が、これを含む秘密条約の弊害を公然と主張した事実の意義は大きい。

7（半）封建的土地所有に与えた影響

1917 年 11 月、「10 月革命」の成功後に第 2 回全ロシア・ソヴィエト大会は上述の「平和に関する布告」と同時に「土地に関する布告」を出した。

一般に、ヨーロッパでは中世期から「ゲルマン的」（封建的）土地所有が成立していたが、その特質は領主制である。すなわち、「土地支配を通じての領主による農民支配の形態」がそれである（坂井 143）。地域によっては、家長権に服する奴隷的な身分が、固有の土地を与えられて「農奴」身分に上昇する場合があったとはいえ（大塚 90）、ロシアの「農奴制」にあっては農奴に対する束縛力は異常に強く、農奴はむしろ大塚が言う「奴隷的な身分」であったと言わなければならない。農奴は領主の生きた財産にすぎず、その生殺与奪の権は領主に握られているのが現実であった。しかも本来農奴は土地とともに領主の所有に帰すが、18 世紀ロシアでは土地とさえ引き離されて自由に売買されるほどだったという（松田 76-7）。

なるほどロシアでも、19 世紀に数次にわたる農民改革が実施され、そのうち 1861 年のそれは特に「農奴解放」として知られている。だが、農奴制は実質的に温存された。有利な仕方で土地を得た者もいたが、伝統的に封建的権利を有するはずの共有地を奪われて、「解放」前よりもかえって苛酷な状況に落ち込んだ農奴も少なくなかったという（松田 50-1）。つまり共有地を地主に奪われた結果、「不足の土地を小作地によって補足しなければならない彼らの多くは、自らの農具を利用して地主の土地を耕作しな

ければならなくなつた」のである（湯浅 156）。日本の「小繋事件」でもそうだが、従来、一定の規則の下に自由に使えた共有地（森林・牧草地）が奪われた事実は、農民にとって決定的な痛手となつた。

レーニンはすでに 1903 年、貧農のうちにプロレタリアートの同盟者を見出していた（L6-373）。農民改革の眼目を当初は共有地返還の問題を収斂させていたが、1906 年には地主の土地自体の没収を主張するにいたり（L10-26；その手段は土地の国有化である）、そしてそれが 1906 年のロシア社会民主労働党第 4 回大会で綱領として提案されることになる（L10-172, L13-255）。これは 1917 年の「4 月テーゼ」に受け継がれ（L24-5）、前記の「土地についての布告」（1917 年）に結実する。⁽⁸⁾

さて、ロシア革命政府が農地の**根本的な改革**にみずから着手したという事実は、未曾有のできごとである。これはもちろん、デカプリストを含むインテリゲンチヤ、社会改革家、そして農民自身の長年にわたる運動の結果である。農民はしばしば反乱を起こし、土地を奪取し、1905 年の第一次ロシア革命以降は、労働者・兵士ソヴィエト（会議・評議会）と同様に農民ソヴィエトを各地に組織していた（カー 2-5）。それらの運動が、「4 月テーゼ」や「土地に関する布告」に結実するのである。

では、これらの革命的な動きは、世界の他の国々にどのように波及したか。管見では、プロパガンダに不慣れた革命政府の下で、また各列強による革命政府転覆のための軍事介入が引き続き状況下で、ロシアの方向は直ちに世界各地に影響を与えたとはおそらく言えない。だがどの国の政府も、ロシア同様の国有化は拒否したとしても、一定の土地改革の（さらなる）不可避性を理解したに違いない。それは例えば、ヴァイマル憲法の第 155 条（土地条項）に見ることができる（高木 212）。前記のように、ドイツ帝国議会第一党となつた時期でさえ SPD が土地改革——エルフルト綱領を見る限り、こ

れは SPD にとって最も重要な改革事項だつたはずである（E22-599）——に手を付けずにいた点を踏まえると、そう判断せざるをえない。

もちろん、特に従属国にあつては、実際の改革のためには、その後の新たな帝国主義的策動に対するたゆみない戦いの期間を要した、というのが現実であろう。第二次大戦後でさえ、一般に発展途上国では、土地の不均等所有（無所有者も膨大な数にのぼる）が、基本的な社会経済的格差を作る主要要因になっている。今日でもそうである。例えばこの 30 年、中南米ではアメリカの影響を脱しようとする動きが見られるが、左派政権が先住民を主たる対象とする土地改革を試みている（伊藤 32, 104, 175）。そしてそのモデルは、良かれ悪しかれロシア革命の影響を受けた諸国なのである（ゲバラ 43；ジョージ 312 参照）。

この辺の事情を明確に論じたのは、メキシコの漫画家リウスである。彼は、この何年か食糧生産のスピードは人口増加を上まわっているのに、なぜ餓死者や飢えで苦しむ人が世界各地にいるのかと問うて、こう記している。「土地が農民のものではなく、大地主のものだからだ」（リウス 14, 19）、と。そしてこれに前後して、リウスは「社会主義」国での土地改革について言及する（同前 16-8）。基本的人権としての自由の抑圧と共産党の一党独裁とにより瓦解したとはいえ、各社会主義国（人民共和国）が、その憲法において土地所有のあり方に関する厳密な規定を置いていた事実（高木 238, 301 等）は、現在においてさえ小さくない影響力をもっていると言えよう。

まとめにかえて

以上、ロシア革命が有した世界史的な意義に関して私見を論じた。一般の論考・メディアではロシア革命を「社会主義革命」として論ずる傾向が高いが、拙稿の観点からもその意義が問われるよう、期待する。

注

- (1) その後、100年の歴史は「搾取」の実質的な意味を大幅に変える重みをもった。そうした歴史的時点から一定の制約を「宣言」に見ることは、もちろん正当である。
- (2) 本来、ILO創設を決めたヴェルサイユ条約の発効は1920年初頭である。にもかかわらずILOはすでに1919年中に動き出して、条約締結にまでこぎつけている。
- (3) それにもかかわらず、大戦終結後、民族自決がもっぱらウィルソンの名とともに語られる傾向が生まれたのは、なぜなのか。朝鮮史家・小野容照は朝鮮での独立運動を論じつつ、アメリカにとっては各種メディアを駆使した宣伝が可能だったこと、そしてそれ以上に、ロシア革命政府が1919年の「パリ講和会議」に参加しなかったことが大きかったのではないかと論じている（小野139-40）。
- (4) ただし、例えばウクライナ独立に対して革命政府が介入した事実は、いかにその背後にドイツや「白軍」がいたとはいえ、単純にこの宣言を評価するのを躊躇させるものがある。特にレーニンがウクライナの独立の権利をはっきりと擁護していた（L20-441）だけに、なおさらである。この問題をどう考えたらよいのか。「ヨーロッパ革命」の成功つまり国際主義の勝利までの一時的な、しかし不可欠の留保だったと評価すべきなのだろうか（デーヴィス323, 355）。
- (5) 「18年憲法」で参政権を保障された女性は、「生産的労働および社会的に有用な労働によって生活手段を得ている」あるいは「生産的労働が十分に営まれることを保障する家事労働に従事している」女性という条件（ノ社74）が付されていた事実は、踏まえておかなければならない（前述）。
- (6) 公平を期して記せば、レーニンがK.ツェトゥキンに対して、「わたしたち男性は、封建的な『主人』の観念を徹底的に清算しなければならない」と述べた事実（大原151）は、家事

労働を女性固有の役割と見なす社会意識に疑問を呈したものと、ひいては男性の家事への参入の必要を述べたものと、解釈することも可能かもしれない。

- (7) ただし限界もあることは指摘しなければならない。言論等の自由はあくまで「ソビエト国家の利益を守り、その権威を促進する」という市民の義務（杉原27）に依存させられていた。そして「ソビエト国家の利益」の解釈権を共産党の官僚組織が握るかぎり、労働者の権利も容易に剥奪されうる。
- (8) 総じて土地制度は「古い政治的支配体制と緊密に結びついて、尋常の手段では……変革することができない」（角山168）。日本でも同様であった。戦後にそれが一挙に可能となったのは、けっきょくGHQの確たる方針があったからである。だがこれによっても根本的な解決はもたらされなかった。「小繋事件」の第2次、3次訴訟は「戦後」に提起されたのである。

文献一覧

- 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』御茶ノ書房、1973
- 伊藤千尋『反米大陸』集英社新書、2007
- 江口朴郎編『第一次大戦後の世界』中央公論社、1962
- エンゲルス（Eと略記）『全集』大月書店、1959-75（巻数-頁数の順に記す）
- 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、1970
- 大原紀美子他『女性解放と現代』三一新書、1972
- 小野容照「ロシア革命と朝鮮独立運動」、松戸清裕他編『ロシア革命とソ連の世紀5』（岩波書店、2017）所収
- カー『ロシア革命』岩波現代文庫、2000
- カント『永遠平和のために』岩波文庫、1985
- 河本和子「革命・家族・自由」、『現代思想10』（青土社、2017）所収
- ゲバラ『選集 第1巻』青木書店、1968

小林直樹『憲法 上』東大出版会、1980
坂井栄八郎『ゲーテとその時代』朝日選書、
1996
杉原泰男『憲法読本』岩波書店、1981
ジョージ『なぜ世界の半分が餓えるのか』朝
日新聞社、1980
高木八尺他編『人権宣言集』岩波文庫、1957
辻村みよ子『女性と人権』日本評論社、1997
角山 栄他『産業革命と民衆』河出書房新社、
1992
デーヴィス『ナショナリズムと社会主義』岩
波書店、1969
トロツキー『裏切られた革命』岩波文庫、1992
仲井斌『西ドイツの社会民主主義』岩波新書、
1979
中野徹三他『革命家レーニン』清水書院、1970
成瀬治他『ドイツ現代史』山川出版社、1987
ノーボスチ通信社編（「ノ社」と略記）『新ソ
連憲法・資料集』ありえす書房、1978
萩沢清彦『八時間労働制』有斐閣、1966
広瀬 隆『ロシア革命史入門』インターナシ
ヨナル新書、2017
藤木武『労働時間』岩波新書、1963
藤田勇『概説 ソヴィエト法』東大出版会、
1986
牧野雅彦『ヴェルサイユ条約』中公新書、2009
松田道雄『ロシアの革命』河出書房新社、1970
マルクス（M と略記）『全集』大月書店、1959~75
（巻数-頁数の順に記す）
宮沢俊義『憲法 II』有斐閣、1974
村上淳一他『ドイツ法入門』有斐閣、1991
森岡孝二「8時間労働制の歴史的意義を考え
る」([http://www.zephyr.dti.ne.jp/~kmorioka/
061128.pdf](http://www.zephyr.dti.ne.jp/~kmorioka/061128.pdf))
湯浅尠男『民族問題の史的構造』現代評論社、
1973
リウス『リウスの現代思想学校② エコロジ
ー』晶文社、1982
レーニン（L と略記）『全集』大月書店、1953-
59

（巻数-頁数の順に記す）
ローゼンベルク『ヴァイマル共和国成立史』
みすず書房、1969
和田春樹他「革命はいかに語りえるか」、『現
代思想 10』（青土社、2017）所収
（すぎた さとし・哲学・帯広畜産大学）